

巡回指導前の事前チェックポイント 参考

※事前に管理状況の確認をして準備して頂くことをお願いします
なお巡回当日に関連資料の用意がなく確認できないケースが散見されます
確認ができなければ、その項目における適否の判定が出来なくなり
その結果、総合評価にも影響が及ぶことがあります。

1. 選任された運行管理者・整備管理者が講習を定期的に受講しているか
2. 交通事故防止の安全教育は指導及び監督の指針の12項目に基いて運転者全員に実施しているか
3. 新規採用運転者の事故歴の把握（運転記録証明等の取得）をしているか
4. 初任運転者（H29.3.12以降の対象者）への初任教育（座学15時間以上、添乗指導20時間以上）が実施され、その記録が保存されているか
5. 新規採用運転者が適性診断（初任診断等）を受診しているか
6. 適齢診断受診後（対象者）の指導教育について実施し、記録が保存されているか
7. 定期点検の実施記録簿が営業所においても保存（1年分）されているか
8. 車検のある未稼働車両についても定期点検を実施し記録が保存されているか
9. 雇入れ時（新規採用運転者）、深夜業従事者（該当者）の健康診断を実施しているか、また定期健康診断（運転者全員）の受診もれはないか記録が保存されているか
10. 健康診断の検査項目は、安全衛生法に基づいた項目で検査項目に不足はないか